

抗議声明

中山裁判の控訴棄却を弾劾する！！

本日、名古屋高等裁判所は、中山喜弘さんのうどん屋への配転撤回を求めて闘ってきた「中山裁判」【平成22年（ネ）第247号就労義務不存在確認等請求控訴事件】で、不当にも「本件控訴を棄却する」判決を下した。

われわれは、この不当判決に満腔の怒りを込めて反動決定を弾劾する。

中山喜弘さんは、平成20年7月17日、ワンマン列車を運転中、基本動作の取扱いに対して、亀山運輸区坂下区長の突然の指摘により、日勤教育、再審査不合格のもとに、うどん屋に配転させられた。

会社の理不尽な扱いに対して、中山喜弘さんは、平成20年10月10日、名古屋地方裁判所に提訴した。しかし、名古屋地方裁判所は、われわれの主張や証拠を一切認めずに、会社の主張のみに追随し、何の真実を明らかにしようとしな。むしろ、最初から結論ありきの判決であった。

名古屋高等裁所の判決もそうである。控訴審では、中山さんに対する本件基本動作に関する証拠さえも会社から提出させないといった判断を下した。

はじめから「控訴棄却」の結論ありきで、断じて許すことが出来ない。

当初、職場では、運転士から基本動作の変更は、問題があるので、従来通り右手で指差確認が黙認されていた。にもかかわらず、会社は、突然、中山さんを指摘し、乗務を降ろし、日勤教育を行うことで見せしめにし、挙げ句の果てにうどん屋に配転したのだ。

平成20年7月17日は、JR東海労名古屋地本が、会社が加藤誠二さんを窃盗事件をデッチ上げ、不当解雇に対する抗議集会を開催する日であった。

坂下区長は、まさにその日の抗議集会にあわせて、狙い撃ちに添乗し、中山さんへの指摘を企図したのだ。

すなわち、労働組合の弱体化を狙った労働組合破壊である。

しかし、裁判所は、何ら判断を下すことなく、はじめから会社に追随し、労働組合破壊に手を貸したのだ。

まさに司法の反動化だ。

われわれは、職場からの闘いを通じて、加藤誠二さんや美世志の仲間をはじめとするJR総連の旗の下に結集する仲間と強く連帯し、一切の組織破壊攻撃を粉碎し、組織強化と拡大を目指して邁進するものである。

2010年11月26日

J R 東海労働組合中央本部
J R 東海労働組合名古屋地方本部